

□船橋市議会広報紙編集要領

平成 22 年 4 月 1 日制定

平成 24 年 4 月 1 日改正

船橋市議会広報紙編集要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、船橋市議会において発行する広報紙の発行編集、掲載事項及び配布について必要な事項を定める。

(発行の目的)

第 2 条 本市の議会の審議状況等を市民に周知させ、その理解を深めることを目的とする。

(名称)

第 3 条 船橋市議会において発行する広報紙(以下「議会広報紙」という。)の名称は、「ふなばし市議会だより」とする。

(掲載事項)

第 4 条 議会広報紙に掲載する事項は、おおむね次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本会議に関する事項
- (2) 委員会に関する事項
- (3) 請願及び陳情に関する事項
- (4) 意見書等に関する事項
- (5) その他必要な事項

(発行回数)

第 5 条 議会広報紙は、定例会ごとに発行するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に発行することができる。

(発行番号)

第 6 条 議会広報紙は、発行する順序により逐号番号を附する。

(配布)

第 7 条 議会広報紙は、無料で配布する。

(補則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、議会広報紙の編集に関し必要な事項は、広報委員長が広報委員会にはかって定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。